

宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和5年9月14日）掲載

○ 行政相談委員の活動とは？

【問】

行政相談委員はどのような活動をしているのですか。

【回答】

行政相談委員は行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間人であり、宮崎県内では現在 61 人の方々が委嘱されています。

行政相談委員は、無報酬で、市役所・町村役場や公民館などで定期的に相談所を開いて、住民の方から国の仕事などに関する苦情、行政の仕組みや手続に関する相談などを受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知を行うなど、住民の方の身近な相談相手として活動しています。

また、行政相談委員は、活動を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を総務大臣に述べることができます。

この仕組みは、民意を行政運営に反映できる貴重な仕組みです。

最近では、宮崎県内の行政相談委員から、いわゆる「生理の貧困」や動物愛護に関する意見などが提出されています。